

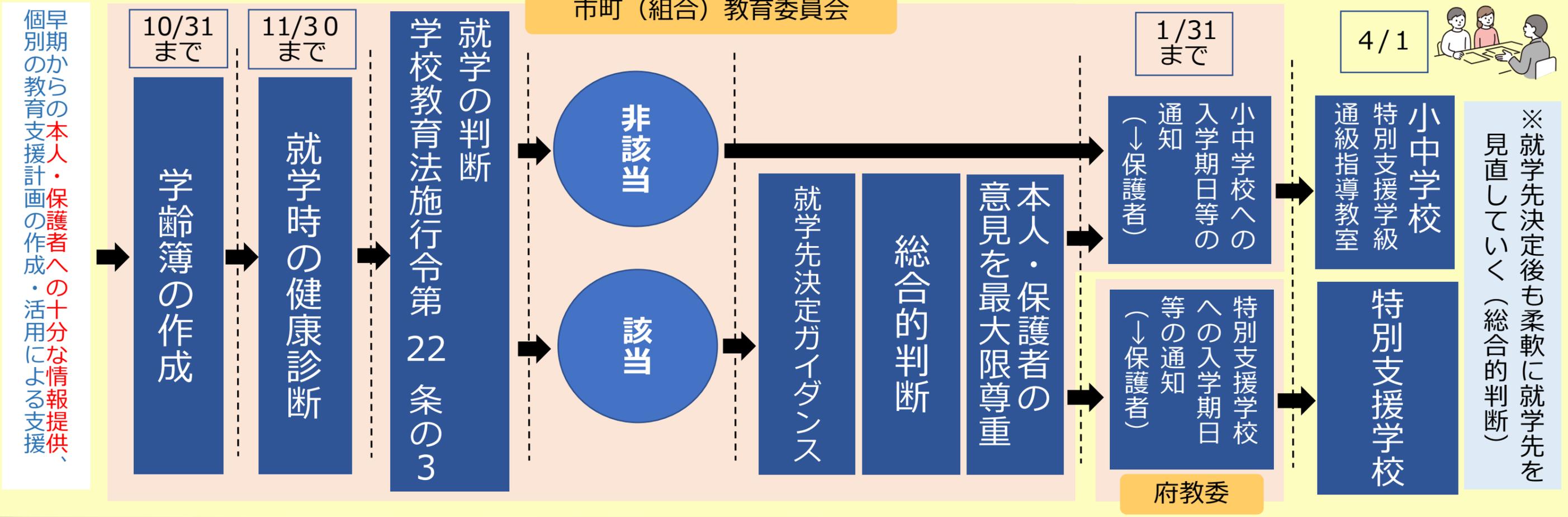
まなびの場

のいろいろ

就学先の決定

早期から本人・保護者への十分な情報提供、個別の教育支援計画の作成・活用による支援が重要です。

市町（組合）教育委員会



学校教育法施行令 第22条の3って？

下記基準に該当しなければ特別支援学校へ就学することはできません。該当したお子さんのうち、市町（組合）教育委員会が特別支援学校へ就学することが適当と認めるとき特別支援学校に就学することが可能になります。

視覚障害	①視力がおおむね 0.3 未満 ②視野狭窄が高度な視機能障害	拡大鏡の使用によっても通常の文字等の認識が不可能 又は著しく困難な程度
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上	補聴器等の使用によっても通常の音声の理解が不可能 又は著しく困難な程度
知的障害	①知的発達が遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活で頻繁に援助を必要とする程度 ②上記の程度に達しない場合	社会生活への適応が著しく困難な程度
肢体不自由	①補助具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難な程度 ②上記の程度に達しない場合	常時医学的な観察指導を必要とする程度
病弱・身体虚弱	①慢性の呼吸器疾患、肝臓疾患、神経疾患、悪性新生物等の病弱者 ②身体虚弱者	継続して医療又は生活規則を必要とする程度